

令和 7 年

御殿場市・小山町広域行政組合議会
3 月 定 例 会 会 議 録

令和 7 年 3 月 3 日 開 会

令和 7 年 3 月 2 5 日 閉 会

御殿場市・小山町広域行政組合議会

令和7年御殿場市・小山町広域行政組合議会3月定例会会議録目次

第1号（3月3日）

○議事日程	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
○会議に付した事件	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
○出欠席議員	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
○説明のために出席した者	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
会 議		
○開会・開議	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
○日程第 1	会議録署名議員の指名	7
○日程第 2	会期の決定	7
○日程第 3	管理者提案理由の説明	7
○日程第 4	議案第 1号 令和6年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第3号）について	9
○日程第 5	議案第 2号 令和7年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算について	11
○日程第 6	議案第 3号 御殿場市・小山町広域行政組合情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例制定について	17
○日程第 7	議案第 4号 御殿場市・小山町広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	18
○日程第 8	議案第 5号 御殿場市・小山町広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	19
○日程第 9	議案第 6号 御殿場市・小山町広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について	23
○日程第 10	議案第 7号 御殿場市・小山町広域行政組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	25
○日程第 11	議案第 8号 御殿場市・小山町広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について	26
○日程第 12	議案第 9号 御殿場市・小山町広域行政組合職員の特殊勤務	

	手当に関する条例の一部を改正する条例制定に ついて	28
○散	会	30

第2号（3月25日）

○議事日程	3 2
○会議に付した事件	3 2
○出欠席議員	3 2
○説明のために出席した者	3 2

会 議

○開 議	3 3
○日程第 1 議案第 2号 令和7年度御殿場市・小山町広域行政組合一般 会計予算について	3 3
○閉 会	4 2

第 1 日

令和7年御殿場市・小山町広域行政組合議会3月定例会会議録(第1号)

令和7年3月3日(月曜日)

○議事日程

令和7年3月3日 午後1時30分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 管理者提案理由の説明
- 日程第 4 議案第 1号 令和6年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第 5 議案第 2号 令和7年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算について
- 日程第 6 議案第 3号 御殿場市・小山町広域行政組合情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 7 議案第 4号 御殿場市・小山町広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 8 議案第 5号 御殿場市・小山町広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 9 議案第 6号 御殿場市・小山町広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議案第 7号 御殿場市・小山町広域行政組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議案第 8号 御殿場市・小山町広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議案第 9号 御殿場市・小山町広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員(12名)

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 林 義 浩 君 | 2番 川 上 秀 範 君 |
| 3番 田 代 耕 一 君 | 5番 勝間田 幹 也 君 |
| 6番 石 原 和 美 君 | 7番 牧 野 恵 一 君 |
| 8番 永 井 誠 一 君 | 10番 藺 田 豊 造 君 |
| 11番 神 野 義 孝 君 | 12番 白 井 光 昭 君 |

13番 小林 恵美子 君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

管 理 者

副 管 理 者

会 計 管 理 者

事 務 局 長

消 防 長

庶 務 課 長

庶 務 課 技 監

事務局次長兼資源循環課長

事務局次長兼衛生センター所長

消防次長兼消防総務課長

予 防 課 長

警 防 課 長

通 信 指 令 課 長

救 急 課 長

御 殿 場 消 防 署 長

小 山 消 防 署 長

御 殿 場 市 副 市 長

御 殿 場 市 企 画 戦 略 部 長

御 殿 場 市 総 務 部 長

御 殿 場 市 環 境 市 民 部 長

小 山 町 副 町 長

小 山 町 企 画 総 務 部 長

小 山 町 ぐ ら し 環 境 課 長

○職務のため出席した事務局職員

庶務課総務スタッフ課長補佐

庶務課総務スタッフ主幹

庶務課総務スタッフ主任

庶務課総務スタッフ副主任

14番 鈴木 豊 君

勝 又 正 美 君

田 代 明 人 君

勝間田 守 正 君

鎌 野 武 君

外 山 貴 彦 君

梶 茂 樹 君

池 田 浩 一 君

佐 藤 修 一 君

三 輪 徹 君

芹 澤 良 信 君

伊 倉 博 一 君

三改木 辰 也 君

小 澤 秀 宗 君

井 上 博 昭 君

野 木 幹 雅 君

杉 本 敏 行 君

良 知 淳 子 君

沓 間 信 幸 君

小 林 和 樹 君

井 上 史 代 君

室 伏 博 行 君

長 田 忠 典 君

鈴 木 新 一 君

加 藤 貴 大

竹 内 み ず ほ

勝 又 良 太

曾 根 綾 乃

○議長（小林恵美子君）

出席議員が法定数に達しておりますので会議は成立いたしました。

ただいまから、令和7年御殿場市・小山町広域行政組合議会3月定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

午後1時30分 開会

○議長（小林恵美子君）

本日の会議は、お手元に配付してあります日程により運営いたしますので、御了承願います。

○議長（小林恵美子君）

本日、議席に配付済みの資料は、議事日程（第1号）、管理者提案理由説明書、以上でありますので、御確認ください。

議案書及び議案資料は、先に、議員各位に配付済みであります。

○議長（小林恵美子君）

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において2番 川上秀範議員、3番 田代耕一議員、以上、2名を指名いたします。

○議長（小林恵美子君）

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

令和7年3月定例会の会期は、本日3月3日から3月25日までの23日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小林恵美子君）

御異議なしと認めます。

よって、令和7年3月定例会の会期は23日間と決定いたしました。

○議長（小林恵美子君）

日程第3 「管理者提案理由の説明」を議題といたします。

本議会に提出されました議案第1号から議案第9号の9件について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（勝又正美君）

本日開会の御殿場市・小山町広域行政組合議会3月定例会に提出いたしました議案の御審議をお願いするに当たり、その提案理由の概要を御説明申し上げます。

議案は、予算案2件、条例案7件の計9件でございます。

以下、議案番号に従い、順次御説明申し上げます。

最初に、議案第1号「令和6年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算(第3号)について」申し上げます。

今回の補正額は、3,100万円の増額で、補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ43億1,600万円となります。

補正の背景、要因といたしましては、第2号補正後の状況変化により必要となりました予算の措置でございます。

歳出の主なものは、令和6年人事院勧告に伴う人件費の増額、斎場の施設管理費及び富士岡分署建設事業費の減額でございます。

歳入の主なものは、市町負担金及び国庫負担金の増額と組合債の減額でございます。

また、事業の進捗により、地方債の変更を行うものでございます。

次に、議案第2号「令和7年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算について」申し上げます。

令和7年度の一般会計予算は、歳入歳出それぞれ45億4,000万円で、前年度と比較しますと3億5,100万円の増額となっております。

歳出の主なものは、3款の衛生費では、斎場の施設管理費、焼却センター及び再資源化センターの運営費、並びに衛生センターの施設管理費などでございます。

4款の消防費では、人件費のほか小山消防署建設事業費及び富士岡分署建設事業費などでございます。

これらの事業に対する財源構成の主なものとしましては、市・町の負担金が37億5,000万円余で歳入予算の82.6%、使用料及び手数料が2億6,800万円余で5.9%、県支出金が1,900万円余で0.4%、組合債が3億6,100万円余で8.0%となっております。

次に、議案第3号「御殿場市・小山町広域行政組合情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例制定について」申し上げます。

本案は、通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正に伴い、法の引用規定に関し所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第4号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第5号「御殿場市・小山町広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」の2案につきましては、関連がございますので一括して申し上げます。

本2案は、令和6年人事院勧告に基づき、一般職の職員及び会計年度任用職員について、令和6年度の給与改定を実施するため、また、令和7年度からの給料表の改定等を

行うため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第6号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について」申し上げます。

本案は、令和6年人事院勧告と同時に発出された公務員人事管理に関する報告を受け、育児に携わる職員の負担を軽減するため、時間外勤務の制限に係る規定について、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第7号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」申し上げます。

本案は、雇用保険法の改正に伴い、失業者の退職手当に係る規定等について、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第8号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」申し上げます。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正及び地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、条及び項ずれが生じるため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第9号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」申し上げます。

本案は、特殊勤務手当の支給条件等について、国の指針や県内消防本部の手当支給状況と均衡を図るため、所要の改正を行うものでございます。

以上で、本日提出いたしました議案の提案理由の説明を終わりといたします。

慎重な御審議の上、御賛同をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（小林恵美子君）

日程第4 議案第1号「令和6年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（鎌野 武君）

ただいま議題となりました、議案第1号につきまして御説明いたします。

資料3、補正予算書を御用意いただき、1ページをお開きください。

このページは、予算の条文です。

第1条で、歳入歳出予算の総額に、それぞれ3,100万円を増額し、予算の総額を43億1,600万円とすることを、第2条では地方債について定めております。

補正内容は、事項別明細書により歳出から御説明いたしますので、20ページ、21ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費の説明欄は、人事院勧告に準拠した人件費の改定により増額するものです。

次のページをお願いいたします。

3款1項1目斎場費の説明欄は、施設の老朽度調査及び設計業務委託等の入札差金による減額です。

2項1目塵芥処理費及び2目し尿処理費の説明欄は、人事院勧告に準拠した人件費の改定により増額するものです。

次のページをお願いいたします。

4款1項1目常備消防費の説明欄は、人事院勧告に準拠した人件費の改定により増額するものです。

3目富士岡分署建設事業費の説明欄は、設計業務委託の精査による減額、用地購入において、地権者からの要望等に備え計上しておりました不動産鑑定料、補償金及び公有財産購入費の一部が交渉が順調に進んだことにより、不要となったことによる減額、並びに官無番地等払下げを次年度に持ち越したことにより減額をするものです。

次のページの6款予備費は、係数調整です。

次に、歳入につきまして御説明いたしますので、ページを戻っていただき、14ページ、15ページをお願いいたします。

8款1項2目消防債は、歳出で説明いたしましたとおり、富士岡分署建設事業における、公有財産購入費の減額を受け減額するものです。

次のページをお願いいたします。

9款1項1目消防費国庫負担金は、令和6年1月の能登半島地震に、緊急消防援助隊として出動したことに對する活動費負担金が決定したため、計上するものです。

ページを戻っていただき、12、13ページをお開きください。

以上の歳出及び歳入の補正により、1款1項1目負担金につきましては、3,379万6,000円の増額となり、内訳は御殿場市が2,466万1,000円、小山町が913万5,000円の増額となります。

次に、地方債補正につきまして御説明いたしますので、4ページを御覧ください。

第2表、地方債補正は、歳入の消防債で触れましたとおり、富士岡分署建設事業費の減額を受け、限度額を減額するものです。

以上、議案第1号「令和6年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第3号）について」の内容説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（小林恵美子君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(この時質疑なし)

○議長(小林恵美子君)

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(小林恵美子君)

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長(小林恵美子君)

次に、賛成討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長(小林恵美子君)

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長(小林恵美子君)

これより、議案第1号「令和6年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算(第3号)について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小林恵美子君)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(小林恵美子君)

日程第5 議案第2号「令和7年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算について」を議題といたします。

この際、あらかじめ御了承願います。

令和7年度予算の審議について、本日は当局からの内容説明のみとし、質疑については来る3月25日の本会議において行いたいと思いますので、御了承願います。

当局から内容説明を求めます。

事務局長。

○事務局長(鎌野 武君)

ただいま議題となりました議案第2号「令和7年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算」につきまして御説明いたします。

資料4、一般会計予算書の1ページをお開きください。

このページは予算の条文です。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、それぞれ45億4,000万円と定めるものです。

第2条は、債務負担行為の設定についてです。

第3条は、地方債について、起債の目的、限度額等を定めるものです。

第4条は、歳出予算の各項における流用の範囲を定めるものです。

それでは、予算の内容につきまして御説明いたしますので、2ページ、3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算につきましては、歳入歳出それぞれ款、項ごとに予算額を記載したもので、議会の議決対象となるものです。

歳入・歳出それぞれの表に記載の合計のとおり、令和7年度当初予算の総額は、45億4,000万円で、前年度比8.4%、3億5,100万円の増額となります。

増額の大きな要因は、歳出の4款消防費における小山消防署及び富士岡分署建設事業費の増によるものです。

4ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為につきましては4件あり、期間、限度額は記載のとおりです。設定の要因は、契約期間が2か年以上に渡るためです。

個々の事項について御説明いたしますと、斎場火葬等業務委託は、斎場における火葬業務や施設及び設備等の維持管理業務の委託に要する経費で、令和8年度から令和12年度までを期間として、2億1,200万円の限度額を予定しております。

消防本部庁舎等改修事業は、庁舎改修に係る、基本・実施設計に要する経費で、3,850万円の限度額を予定しております。

小山消防署建設事業は、新築される消防署内の備品購入に要する経費で、6,500万円の限度額を予定しております。

富士岡分署建設事業費は、造成工事に要する経費で、1億5,000万円の限度額を予定しております。

5ページの第3表、地方債につきましては、令和7年度に借入れを予定している組合債の一覧です。

借入件数は全部で7件、借入限度額は総額で3億6,180万円となります。

借入方法、利率及び償還の方法は記載のとおりです。

次に11ページ、歳入歳出予算事項別明細書を御覧ください。

ここで歳入及び歳出における主なもの、並びに前年度と比べて増減額の大きなものについて説明させていただきますと、歳入におきましては、1款分担金及び負担金の市・町負担金が、2億2,380万円余、6.3%の増、3款県支出金が、1,090万円

余、35.6%の減、6款諸収入が、890万円余、6.5%の減、7款組合債が、1億6,350万円、82.5%の増、そして繰入金、皆減となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出におきましては、2款総務費が、4,920万円余、23.2%の減、3款衛生費が、3,020万円余、2.0%の増、4款消防費が、3億6,090万円余、16.4%の増となっております。

それでは、予算の内容を歳出から御説明いたしますので、30ページ、31ページをお開きください。なお、歳出全体を通じまして、人件費、車両管理費、一般諸経費の説明は、特に必要がある場合以外は、省略させていただきますので、あらかじめ御承知おきください。

1款1項1目議会費は、前年度比1.1%の増額です。

次のページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費は、前年度比23.2%の減額です。減額の主な要因は退職予定者の減によるものです。

説明欄1の⑤は、事務局及び消防職員の児童手当及び退職手当です。

⑥は、職員の公務・通勤災害の補償を実施する基金への負担金です。

3の①は、借用している事務所の維持・管理に係る御殿場市への負担金、及び所管施設の共済、災害共済の掛け金です。

4の①は、一般的な健康診断のほか、職員ストレスチェック、現場作業に従事する職員の各種ワクチン接種等に要する経費です。

④、⑤、⑦、及び⑧は、それぞれ記載の人事管理業務に係る御殿場市への負担金です。

⑨は、職員採用試験等に要する経費です。

5の①、②は、それぞれの基金の運用利子を積み立てるものです。

7は、L G W A N接続ネットワーク構成業務委託やO A機器借り上げなどに係る経費です。

8の①、②は、それぞれ記載の事務管理システムに係る御殿場市への負担金です。

次のページをお願いいたします。

③は、出納業務に係る御殿場市への負担金です。

⑤は、御殿場市の顧問弁護士への法律相談に係る、御殿場市への負担金です。

次のページをお願いいたします。

3款1項1目斎場費は、前年度比1.6%の増額です。

説明欄1の①は、収骨室増築工事などに要する経費です。

②は、冷却ファン交換などの火葬炉設備関係の修繕に要する経費です。

④は、火葬等業務委託、清掃業務委託等、維持・管理に要する経費です。

⑤は、斎場用地の借地料です。

2 項 1 目塵芥処理費は、前年度比 2. 9 %の増額です。

2 の①は、特別目的会社 S P Cである御殿場小山環境テクノロジー株式会社へ支払う、施設運営及び焼却灰の資源化に要する経費、並びに施設整備費割賦料のほか、ごみ計量受付業務委託等に要する経費です。

②は、焼却灰の資源化に際し、焼却灰受入先の自治体である三重県伊賀市と茨城県鹿嶋市に負担金として払うものです。

③は、焼却センター用地及び災害廃棄物仮置場用地の借地料です。

④は、焼却センター周辺の区であります、板妻区及び神場区への合意書等に基づく、両区内の道路・水路整備などの地域振興事業を実施するための経費です。

3 の①は、特別目的会社 S P Cである、御殿場小山エコパートナーズ株式会社へ支払う、施設運営に要する経費及び施設整備費割賦料です。

次のページをお願いします。

②は、小型家電、廃蛍光管及び廃乾電池等の処理に要する経費です。

③は、再資源化センター用地の借地料です。

4 は、指定ごみ袋の作製及び販売店までの配送、並びに指定ごみ袋の販売等に要する経費です。

2 目し尿処理費は、前年度比 0. 7 %の減額です。

2 の②は、施設の運転技術管理業務及び夜間機械警備業務の委託に要する経費です。

③は、各種設備機器の保守・点検業務及び槽内の清掃業務等の委託に要する経費です。

⑤は、施設の安定運用及び延命化を図るために実施するもので、曝気槽散気管装置ディフューザー交換修繕など、各種修繕に要する経費です。

⑥は、衛生センター施設用地の借地料です。

⑦は、し尿、浄化槽汚泥の処理過程で必要となる、薬品等消耗品の購入に要する経費です。

⑧は、最終処分場の借地料、水処理施設の維持管理及び放流水水質分析に要する経費です。

⑨は、施設の長寿命化に向けた、循環型社会形成推進地域計画策定業務委託等に要する経費です。

4 2、4 3 ページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目常備消防費は、前年度比 1. 5 %の増額です。

増額の主な要因は、小山消防署の水槽付消防ポンプ自動車の更新事業によるものです。説明欄 1 は、主に職員の給与等で全体の 8 1. 8 %に当たります。

2 の④は、消防本部庁舎等改修事業に係る設計業務委託が主なものです。

3の④は、高機能消防指令システムや消防救急デジタル無線設備の保守管理や修繕が主なもので、高機能消防指令システム更新事業に係る設計業務委託が含まれます。

5は、県防災ヘリ航空隊への職員1名の派遣に伴う、住居借上料が主なものです。

6の②は、小山消防署水槽付消防ポンプ自動車の更新に要する経費です。

次のページをお願いいたします。

2目小山消防署建設事業費は、前年度比40.4%の増額で、建設工事が主なものです。なお、本事業は小山町からの負担金100%事業となっております。

3目富士岡分署建設事業費は、前年度比150.1%の増額です。

基本設計及び実施設計に係る委託料と造成工事請負費が主なものです。なお、本事業は、御殿場市からの負担金100%事業となっております。

次のページをお願いします。

5款公債費は、消防車両の元金と利子の償還がそれぞれ1件終了し、消防車両、斎場修繕及びごみ焼却施設周辺整備等に係る、元金並びに利子の償還が開始することに伴い、1目元金は、前年度比2.7%の増額、2目利子は、前年度比38.1%の増額です。

次のページをお願いします。

6款1項1目予備費は、緊急修繕や予測の難しい事案に対応するもので、前年度比144万円、10.5%の増です。

以上が歳出の説明になります。

続いて、歳入の内容を説明いたしますので、ページを戻っていただき、14、15ページをお開きください。

1款1項1目負担金は、前年度比6.3%の増額です。

市・町の負担金が歳入全体額に占める割合は、82.6%で、前年度より1.6%減少しております。

次のページをお願いいたします。

2款1項2目衛生使用料は、前年度比5.6%の増額です。火葬件数の実績を考慮し計上しております。

2項2目衛生手数料は、前年度比1.7%の減額です。

説明欄の廃棄物処理手数料につきましては、直近の実績やごみ搬入量の傾向を踏まえ見込んでおります。

3目消防手数料は、危険物関係の申請が増加している現状を踏まえ、実績等により前年度比10.0%の増額です。

次のページをお願いします。

3款1項1目消防費県補助金は、前年度比35.6%の減額です。減額の要因は、前年度ありました緊急消防援助隊設備整備費補助金に該当するものが無かったことによる

ものです。

説明欄の地震・津波対策等減災交付金は、防災資機材、救助救命機器、感染防護資機材等の導入に係る県補助金で補助率3分の1です。なお、消防活動用ドローン操作研修に係る補助率は2分の1となっております。

次のページをお願いいたします。

4款1項1目利子及び配当金は、説明欄記載の基金の利子です。

次のページをお願いいたします。

5款1項1目繰越金は、例年と同額の計上です。

次のページをお願いいたします。

6款2項1目雑入は、前年度比6.5%の減額です。

減額の主な要因は、焼却センター発電売電料の減によるものです。年々ごみの搬入量が減少している状況や、電気の買取価格の変動を考慮し積算しております。

次のページをお願いします。

7款1項1目衛生債は、前年度比11.7%の増額です。

1節斎場債は、火葬炉修繕事業及び斎場施設改修事業に係るもので、火葬炉修繕事業は、公共施設等適正管理推進事業が適用されて、起債率は90%、12年償還、据置き2年です。斎場施設改修事業は、一般事業で起債率は75%、12年償還、据置き2年です。

2節清掃債は、ごみ焼却施設周辺整備事業に係るもので、地方道路等整備事業が適用されて起債率90%、12年償還、据置き2年です。

2目消防債は、前年度比152.5%の増額です。増額の要因は、水槽付消防ポンプ自動車更新整備事業の増によるものです。消防本部庁舎等改修事業は、一般事業で起債率は75%、12年償還、据置き2年です。水槽付消防ポンプ自動車更新整備事業は、緊急防災・減災事業が適用されて、起債率は補助残の100%、12年償還、据置き2年です。小山消防署建設事業は、公共施設等適正管理推進事業が適用されて起債率90%、12年償還、据置き2年、富士岡分署建設事業は、一般事業で起債率75%、15年償還、据置き3年です。

歳入の説明は以上となります。

次に、その他調書の説明をいたしますので、50ページをお開きください。

こちらは給与費明細書となり、このページから57ページまでに、特別職の報酬及び一般職の給与費等の明細を記載しております。例年と比べて大きく変わった点は特にございませでした。

次に、58ページをお願いいたします。

この表は債務負担行為の表です。既に議決をいただいております令和8年度以降にわ

たるものについて、令和6年度末までの支出額または支出見込額、及び令和7年度以降の支出予定額を取りまとめたものです。

次に、62ページをお願いいたします。

この表は、地方債の現在高に関する調書です。3列目の令和6年度末現在高見込額は、合計欄のとおり15億428万円余で、令和7年度中の増減見込額は、起債見込額が3億6,180万円、元金償還見込額が2億1,268万円余となり、令和7年度末現在高見込額は16億5,339万円余です。

次の、63ページから66ページまでは、令和7年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算の負担金算出調書となりますので、御確認をお願いいたします。

以上で、議案第2号「令和7年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算」の内容説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（小林恵美子君）

以上で、議案第2号「令和7年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算について」の説明を終わります。

○議長（小林恵美子君）

日程第6 議案第3号「御殿場市・小山町広域行政組合情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（鎌野 武君）

ただいま議題となりました、議案第3号につきまして御説明いたします。

資料1、議案書の1ページをお願いいたします。

こちらは、改正条文となっております。

内容につきましては、議案資料により説明させていただきますので、資料2、議案資料の1ページをお願いいたします。

改正の趣旨につきましては、通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正により、同法を引用している条例について、所要の改正を行うものです。

改正の内容につきましては、法改正により、御殿場市・小山町広域行政組合情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例において引用する、条例または規則に基づく手続における情報通信技術の利用に係る規定に条ずれが生じたため、これに対応するための改正を行うものです。

施行日は、令和7年4月1日といたします。

具体的な改正内容につきましては新旧対照表で御説明いたしますので、次のページを

お願いいたします。

第1条中、本条例制定の根拠として引用している、「通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」第13条第1項について、法改正により第16条第1項に改められたため、条ずれを改正するものです。

附則につきましては、本条例の施行日を規定したものです。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小林恵美子君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（小林恵美子君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（小林恵美子君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（小林恵美子君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（小林恵美子君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（小林恵美子君）

これより、議案第3号「御殿場市・小山町広域行政組合情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小林恵美子君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小林恵美子君）

日程第7 議案第4号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の給与に関する条例の一

部を改正する条例制定について」及び日程第8 議案第5号「御殿場市・小山町広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」の2議案は関連がありますので一括して議題といたします。

本2議案について、当局から内容説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（鎌野 武君）

ただいま議題となりました議案第4号、第5号の2議案につきまして、一括して御説明いたします。

資料1、議案書を御用意ください。

2ページから議案第4号、18ページから議案第5号の改正条文となっております。

本2案は、令和6年人事院勧告を受け、広域行政組合一般職員の給料表の水準及び期末・勤勉手当の支給割合を上げるため、また、令和7年4月1日施行分としての給料表の改定等を行うため、所要の改正を行うものです。

それでは、概要につきまして御説明いたしますので、資料2、議案資料の4ページをお願いいたします。

まず、令和6年度分として（1）の給料表の改定ですが、人事院勧告に基づき一般職員の給料表の水準を全て上げます。

具体的には、高卒試験に係る初任給を2万1,400円、短卒試験に係る初任給を2万5,300円、大卒試験に係る初任給を2万3,800円上げ、若年層に重点を置きつつ、改定率を逡減させる形で、全ての級・号給の給料月額を上げます。給料表の平均改定率は3.29%の増となります。

また、会計年度任用職員の給料表は、一般職員の給料表のうち1級から3級までを使用していることから、一般職員と同様に上げます。

改定する給料表の適用日につきましては、いずれも令和6年4月1日といたします。

次に（2）の期末・勤勉手当支給割合の改定ですが、人事院勧告に基づき一覧表の改定率欄に記載のとおり、一般職員及び会計年度任用職員の期末手当・勤勉手当をそれぞれ0.05月分、定年前提任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の期末手当・勤勉手当を、それぞれ0.025月分上げます。

上げの時期につきましては、今年度は12月期において一括で上げ、令和7年度以降は、今年度上げ分を6月期と12月期に2分の1ずつ振り分けます。

次に、令和7年度改定分です。

（1）の給料表の改正は、一般職員の給料表について初号付近をカットする給料表とし、給料表の切り替えを行います。

（2）の地域手当は、地域手当の支給割合を、現行の6%から段階的に引下げ、令和

7年度は5%、令和8年度以降は4%とします。

(3)の扶養手当は、配偶者に係る扶養手当を段階的に廃止し、子に係る扶養手当を現行の1万円から段階的に1万3,000円に変更します。

(4)の管理職員特別勤務手当は、平日深夜に係るものに限り、現行の支給対象である午前0時から午前5時までを、午後10時から午前5時までに拡大します。

(5)の定年前再任用短時間勤務職員に対する手当の支給拡大につきましては、新たに住居手当及び単身赴任手当を支給します。

以上が、給与改定の概要となります。

改正内容の詳細につきましては、条例ごとに新旧対照表で御説明いたしますので、6ページ、7ページをお願いいたします。

第1条関係の第18条第2項は、一般職員の期末手当の支給割合を0.05月分引上げ、第3項は、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給割合を0.025月分引上げるよう改めるものです。

第19条第2項第1号は、一般職員の勤勉手当の支給割合を0.05月分引上げ、第2号は、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給割合を0.025月分引上げるよう改めるものです。

8ページから17ページにかけまして、別表第1、一般職員の給料表の改正でありまして、若年層に重点を置きつつ改定率を逡減させる形で、全ての級・号給の給料月額を引上げるものとなっております。

18ページ、19ページをお願いいたします。

第2条関係の第8条第2項は、配偶者に対する扶養手当を廃止し、第3項は、子に対する扶養手当額を1万3,000円とするよう改めるものです。

第9条の2第2項は、地域手当を4%とするよう改めるものです。

第9条の3第1項第2号は、第8条において配偶者に係る扶養手当が廃止されることによる文言整理です。

第15条の2の2第1項は文言整理です。

次のページをお願いいたします。

第2項は、管理職員特別勤務手当の支給対象時間について拡大し、第3項は割増しについて規定するものです。

第18条第2項及び第3項は、第1条関係で引上げた期末手当の支給割合を、6月期、12月期に2分の1ずつ振り分けるよう改めるものです。

次のページをお願いします。

第19条第2項第1号及び第2号は、第1条関係で引上げた勤勉手当支給割合を、6月期、12月期に2分の1ずつ振り分けるよう改めるものです。

第19条の2は、定年前再任用短時間勤務職員に住居手当及び単身赴任手当を新たに支給するよう改めるものです。

24ページから33ページにかけては、別表第1、一般職員の給料表の改正でありまして、3級から8級について初号近辺の号給をカットし、若年層等の昇格時のメリットを拡大させた給料表となっております。

35ページをお願いいたします。

附則の第1項は、第1条の改正規定を公布の日から、第2条の改正規定を令和7年4月1日から施行することを定めております。

第2項は、第1条の改正規定のうち、給料表の改正は、令和6年4月1日に遡及して適用し、期末・勤勉手当支給割合の改正は、令和6年12月1日から適用することを定めております。

第3項は、引上げ分を差額支給するための内払規定です。

第4項は、令和7年4月1日における号給の切替えに関する規定です。

第5項は、切替えに関する詳細規定です。

第6項は、扶養手当に関する経過措置を定めております。

次のページをお願いいたします。

第7項は、地域手当に関する経過措置を定めております。

第8項は、規則への委任規定となっております。

附則別表は、附則第4項における、切替えに伴う切替え表となっております。

48ページをお願いいたします。

次に、議案第5号について御説明いたします。

第1条関係の第7条の2第3項は、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給割合を0.05月分、第7条の4第3項は、勤勉手当の支給割合を0.05月分引上げるものです。

50ページから57ページにかけては、別表第1、会計年度任用職員の給料表の改正であり、一般職員の給料表と同様に給料月額を引上げるものとなっております。

58ページをお願いいたします。

第2条関係の第7条の2第3項及び第7条の4第3項は、第1条関係で引上げた期末手当及び勤勉手当の支給割合を、6月期、12月期に2分の1ずつ振り分けるよう改めるものです。

60ページからの別表第1につきましては、一般職員の給料表の改正同様、会計年度任用職員の給料表の改正を行うものです。

67ページをお願いいたします。

附則の第1項は、第1条の改正規定を公布の日から、第2条の改正規定は、令和7年

4月1日から施行することを定めております。

第2項は、第1条の改正規定のうち、給料表の改正は令和6年4月1日に遡及して適用し、期末・勤勉手当支給割合の改正は、令和6年12月1日から適用することを定めております。

第3項は、退職者等に対する除外規定です。

第4項は、引上げ分を差額支給するための内払規定です。

次のページをお願いいたします。

第5項は、規則への委任規定となっております。

以上で内容の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小林恵美子君）

これより、議案第4号について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（小林恵美子君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（小林恵美子君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（小林恵美子君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（小林恵美子君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（小林恵美子君）

これより、議案第4号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小林恵美子君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小林恵美子君）

次に議案第5号について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（小林恵美子君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（小林恵美子君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（小林恵美子君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（小林恵美子君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（小林恵美子君）

これより、議案第5号「御殿場市・小山町広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小林恵美子君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小林恵美子君）

日程第9 議案第6号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（鎌野 武君）

ただいま議題となりました、議案第6号につきまして御説明いたします。

資料1、議案書の26ページをお願いいたします。

本案は、令和6年人事院勧告と同日に発出された「公務員人事管理に関する報告」において、仕事と生活の両立支援の拡充として、育児に携わる職員の負担を軽減するため時間外勤務の免除について、子の対象範囲が拡大されることになりました。

このため、国家公務員の制度との権衡を図る観点から、時間外勤務に係る免除制度が拡充されるよう、御殿場市・小山町広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例について、所要の改正を行うものです。

詳細につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、資料2、議案資料の70ページ、71ページをお願いいたします。

第8条の2は、時間外勤務の制限における子の対象年齢について、これまで3歳未満の子が対象だったものを小学校に就学する前の子に改めるものです。

次のページをお願いいたします。

附則につきましては、施行日を令和7年4月1日と定めるものです。なお、経過措置といたしまして、現在対象外となっている3歳から小学校就学前の子を持つ職員に対し、令和7年度以降の時間外勤務の制限について、事前に請求できるよう規定するものです。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（小林恵美子君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（小林恵美子君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（小林恵美子君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（小林恵美子君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（小林恵美子君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（小林恵美子君）

これより、議案第6号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小林恵美子君)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(小林恵美子君)

日程第10 議案第7号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長。

○事務局長(鎌野 武君)

ただいま議題となりました、議案第7号につきまして御説明いたします。

資料1、議案書の27ページをお願いいたします。

本案は、雇用保険法の改正により、就業促進手当の見直し及び延長給付に関する暫定措置の延長が行われたことから、失業者の退職手当に関する規定について所要の改正を行い、また、早期退職に関する割増率を国と同様とするため改正を行うものです。

詳細につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、資料2、議案資料の74ページ、75ページをお願いいたします。

第10条第11項及び第14項は、就業促進手当の見直しに伴い、失業者の退職手当の対象に関して改めるものです。

附則第6項は、延長給付に関する暫定措置が延長されたことに伴う改正です。

次のページをお願いします。

附則第12項は、早期退職に関する割増率を国と同様とするものです。

附則につきましては、第1項は、附則第12項に関する条例の施行日を公布の日からとし、その他の改正につきましては、令和7年4月1日とすることを定めております。

第2項は、第10条第11項の改正についての経過措置です。

以上で内容の説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長(小林恵美子君)

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(この時質疑なし)

○議長（小林恵美子君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（小林恵美子君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（小林恵美子君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（小林恵美子君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（小林恵美子君）

これより、議案第7号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小林恵美子君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小林恵美子君）

日程第11、議案第8号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（鎌野 武君）

ただいま議題となりました、議案第8号につきまして御説明いたします。

資料1、議案書の29ページをお願いいたします。

本案は、育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正及び地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、条及び項にずれが生じることから、所要の改正を行うものです。

詳細につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、資料2、議案資料の80ページ、81ページをお願いいたします。

第1条は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正による、引用条文の繰下げに伴い項ずれを改めるものです。

第20条第3項は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正による、引用条文の繰下げに伴い条ずれを改めるものです。

附則につきましては、第1条の改正規定を令和7年10月1日から、第20条の改正規定を令和7年4月1日から施行することとするものです。

以上で内容の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小林恵美子君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（小林恵美子君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（小林恵美子君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（小林恵美子君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（小林恵美子君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（小林恵美子君）

これより、議案第8号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小林恵美子君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小林恵美子君）

日程第12 議案第9号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（鎌野 武君）

ただいま議題となりました、議案第9号につきまして御説明いたします。

資料1、議案書の30ページをお願いいたします。

本案は、特殊勤務手当の支給条件等において、国の指針や県内消防本部の手当支給状況と差異が生じていることから、均衡を図るため所要の改正を行うものです。

それでは、概要につきまして御説明いたしますので、資料2、議案資料の83ページをお願いいたします。

1の趣旨につきましては、ただいま申し上げたとおりです。

2の改正内容につきましては、3つの手当の内容変更と2つの手当の新設となります。

1つ目は、救急作業手当について、現在、救急及び救助作業のみに支給しているものを、近年の火災様態の変化や消火方法において、高度な専門知識が必要であるとともに危険性が増大していることから、消火作業についても支給できるよう、名称を災害作業手当と変更し、支給対象を拡大するものです。

2つ目は、山岳作業手当について、近年の富士山等における山岳救助事案の増加に伴い、同日に複数回出動することもあるため、日額から出動回数ごとに支給するよう変更するものです。また、歩行活動時間が4時間以上の活動については加算するものとします。

3つ目は、救急救命士手当について、現在は、出動回数に関係なく救急従事日数に応じて月額で支給されておりますが、近年の救急要請の増加により1日の出動回数も増加していることから、出動回数ごとに支給するよう変更するものです。

4つ目は、機関員手当の新設です。当該手当につきましては、消防自動車や救急自動車等の緊急出動時において、心身ともに負担がかかる運転手への手当として、新たに車両区分に応じて出動回数ごとに手当を支給するよう規定するものです。

5つ目は、災害応急作業等手当の新設です。当該手当につきましては、国からの通知に基づき、国家公務員、警察職員等と均衡を図るよう指針が示されたことから、大災害発生時等に管轄外区域へ応援出動した場合に、その業務内容に応じ日額で支給するよう規定するものです。

3の施行日につきましては、令和7年4月1日といたします。

改正内容の詳細につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、次のページをお願いいたします。

第2条第3号の「救急作業手当」を「災害作業手当」に改め、第5号の次に第6号

「機関員手当」及び第7号「災害応急作業等手当」を加えるものです。

第5条は、消火作業を行った際にも支給対象となるよう改正するものです。

第6条は、「山岳作業手当」の支給条件を改めるものです。

第9条は、第7条とし、併せて文言の修正を行うものです。

新たに、第8条に「機関員手当」、第9条に「災害応急作業等手当」を規定するものです。

次のページをお願いいたします。

以上のような改正を踏まえて、別表の全部を改正いたします。

附則につきましては、令和7年4月1日から施行するものとしております。

以上で内容の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（小林恵美子君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（小林恵美子君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（小林恵美子君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（小林恵美子君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（小林恵美子君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（小林恵美子君）

これより、議案第9号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小林恵美子君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小林恵美子君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

○議長（小林恵美子君）

この際、本席より諸般の連絡をいたします。

来る3月25日午後1時30分から3月定例会を再開いたしますので、定刻までに議場に御参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午後2時34分 散会

第 2 日

令和7年御殿場市・小山町広域行政組合議会3月定例会会議録(第2号)

令和7年3月25日(火曜日)

○議事日程

令和7年3月25日 午後1時30分 開議

日程第1 議案第2号 令和7年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算
について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員(12名)

1番 林 義 浩 君	2番 川 上 秀 範 君
3番 田 代 耕 一 君	5番 勝間田 幹 也 君
6番 石 原 和 美 君	7番 牧 野 惠 一 君
8番 永 井 誠 一 君	10番 藺 田 豊 造 君
11番 神 野 義 孝 君	12番 臼 井 光 昭 君
13番 小 林 恵美子 君	14番 鈴 木 豊 君

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者

管 理 者	勝 又 正 美 君
副 管 理 者	込 山 正 秀 君
副 管 理 者	田 代 明 人 君
会 計 管 理 者	勝間田 守 正 君
事 務 局 長	鎌 野 武 君
消 防 長	外 山 貴 彦 君
庶 務 課 長	梶 茂 樹 君
庶 務 課 技 監	池 田 浩 一 君
事務局次長兼資源循環課長	佐 藤 修 一 君
事務局次長兼衛生センター所長	三 輪 徹 君
消防次長兼消防総務課長	芹 澤 良 信 君
予 防 課 長	伊 倉 博 一 君
警 防 課 長	三改木 辰 也 君
通 信 指 令 課 長	小 澤 秀 宗 君
救 急 課 長	井 上 博 昭 君
御 殿 場 消 防 署 長	野 木 幹 雅 君
小 山 消 防 署 長	杉 本 敏 行 君

御殿場市企画戦略部長	杓 間 信 幸 君
御殿場市総務部長	小 林 和 樹 君
御殿場市環境市民部長	井 上 史 代 君
小山町副町長	室 伏 博 行 君
小山町企画総務部長	長 田 忠 典 君
小山町くらし環境課長	鈴 木 新 一 君

○職務のため出席した事務局職員

庶務課総務スタッフ課長補佐	加 藤 貴 大
庶務課総務スタッフ主幹	竹 内 みずほ
庶務課総務スタッフ主任	勝 又 良 太
庶務課総務スタッフ副主任	曾 根 綾 乃

○議長（小林恵美子君）

出席議員が法定数に達しておりますので会議は成立いたしました。

ただいまから、令和7年御殿場市・小山町広域行政組合議会3月定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

午後1時30分 開議

○議長（小林恵美子君）

本日の会議は、お手元に配付してあります日程により運営いたしますので、御了承願います。

○議長（小林恵美子君）

本日、議席に配付済みの資料は、議事日程（第2号）、参考資料として令和7年度当初予算質疑区分一覧表、以上でありますので御確認ください。

○議長（小林恵美子君）

日程第1、議案第2号「令和7年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、過般の本会議において説明がなされておりますので、内容説明は省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小林恵美子君）

御異議なしと認めます。

よって、本案に対する内容説明は省略し、直ちに質疑に入ります。

まず、歳入について質疑ありませんか。

2番 川上秀範議員。

○2番（川上秀範君）

それでは、私から歳入につきまして2件ほどお伺いをさせていただきます。ページ24、25、6款2項1目1節の雑入です。説明欄焼却センター発電売電料、令和7年度9,573万円余、前年6年度では1億41万円余と減額はしておりますが、前年度より減額となった背景、要因また今後の発電売電の方向性について伺います。

続いて2点目です。

同じ説明欄のその下の行、再資源化物売却料、令和7年度1,511万円余、令和6年度では1,594万円余と微減をしておりますが、再資源化物の内訳について伺います。

以上です。

○議長（小林恵美子君）

資源循環課長。

○資源循環課長（佐藤修一君）

それでは、私より回答のほうをさせていただきます。まず、焼却センター発電売電料についてお答えいたします。

焼却センターの発電電力量につきましては、ごみの焼却量とごみが持つ発熱量によって決まります。人口減少や物価上昇等による買い控えなどにより、ごみ搬入量の減少が想定されるため、前年度より1,000tの減少を見込んでおり、それに伴い焼却量が減少し、結果的に発電売電料が減額見込となっております。

今後の発電売電につきましても、ごみ搬入量の減少が予測されるため減少に向かっていくと思われま。

続きまして、再資源化物売却料について御説明いたします。

再資源化物売却料収入の大部分はスチール缶、アルミ缶、ペットボトルの売却料で売却価格は市場価格と連動しております。予算計上内訳としましてはスチール缶51万円余、アルミ缶497万円余、ペットボトル758万円余となっております。そのほかに固定の売却価格となっているものとして、破碎鉄、破碎アルミ、生きビン、ガラスカレット、古紙、スプレー缶等がありますが、こちらは全体で203万円余となっております。焼却ごみと同じように再資源化物も若干の搬入量の減が予想されるため、減額をしております。

以上答弁とさせていただきます。

○議長（小林恵美子君）

ほかに質疑ありませんか。

14番 鈴木豊議員。

○14番（鈴木豊君）

14番 鈴木豊です。歳入について2件ほど質問をいたします。まず、歳入の2款使用料及び手数料についてお伺いしたいと思います。

17ページの2款1項1目1節の総務管理費使用料の清掃施設跡地使用料119万2千円ですが、毎年同額を歳入に計上されているようですが、湯沢平旧清掃センターは駐車場などに利用されると聞きますが、私も再々この湯沢平の旧清掃センター跡地の早期の買収をするよう質問しますが、御殿場市の利用計画の意向に沿った対応をしていくと何年も同様なお答えでございます。御殿場市とどの程度進めて協議をしているのかと、駐車場用地としてずっと利用していくつもりなのかお伺いしたいと思います。

次に歳入の3款、県支出金についてお伺いします。19ページ3款1項1目1節の常備消防費補助金の地震・津波対策等減災交付金1,983万2千円は、防災資機材、救助救命機器、感染防護資機材の導入と説明がありましたが、最近災害が多いので広域の消防としてももう少し詳細にどのようなものを導入するかお伺いしたいと思います。

以上2点お願いしたいと思います。

○議長（小林恵美子君）

庶務課長。

○庶務課長（梶茂樹君）

それでは、私からは1点目の御質疑についてお答えをいたします。

まず、御殿場市との協議の関係ですが、今年度につきましては、年度後半になりますが、「旧清掃センター跡地に関する利用計画等について」という内容の依頼文書を市の跡地利用担当課へ提出し、市で検討をいただいているところであると認識をしております。この文書は、当該跡地が20年以上にわたり更地のまま未利用が続いており、また、一部の当組合議会議員からも市への早期売却を求める声が出ていることから、当組合として市に対して「今後の利用計画」を早期に進めていただくことを促す内容となっております。現在は、こうした状況となっておりますので、当該跡地の利用や売却につきましては、今しばらくお時間をいただきたく存じます。

続きまして、駐車場用地としての利用の関係ですが、当該跡地は、鈴木副議長も述べられたとおり、原里中学校の行事を中心に駐車場用地として利用されているほか、敷地南側に市環境課が「発泡スチロールの回収ボックス」を設置しており、一定程度の御利用をいただいております。こうした駐車場用地等としての利用につきましては、先ほどの市の利用計画とも関連いたしますが、具体的な計画等が持ち上がるまでの間は、使用

料をいただきながら現在の利用形態を継続することとなると考えております。

いずれにいたしましても、当組合といたしましては、当該跡地の早期売却が実現するように、市に対しまして今まで以上に積極的に働きかけてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（小林恵美子君）

消防総務課長。

○消防総務課長（芹澤良信君）

私からは2点目の質問についてお答えさせていただきます。まず、防災資機材ですが、災害用備蓄資機材として保存食や仮設トイレなどを導入予定です。

続きまして、救助救命機器の導入予定です。大きく4つの項目に分類されます。一般救助機器として、中洲救助などに使用する救命ロープ発射銃や、建物火災の屋内進入時に隊員の命綱として使用する資機材などが該当します。隊員保護用器具として空気呼吸器、テロ対応用防護マスクなどの呼吸保護器具や、保冷ベスト、防火衣などの活動着衣類が該当します。山岳救助用器具としては登山ロープや登山シューズなどが該当します。救命資機材としては、自動心肺蘇生器や心電図などを測定するベッドサイドモニターなどが該当します。

最後に感染防護資機材ですが、感染防止用着衣、サージカルマスク、ゴム手袋などの隊員を感染から守る資機材や、大型送風機、パーティションなどの屋内での感染を防ぐ資機材などを導入予定です。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（小林恵美子君）

ほかに質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（小林恵美子君）

質疑なしと認めます。

これにて歳入の質疑を終結いたします。

○議長（小林恵美子君）

次に、歳出について質疑ありませんか。

8番 永井誠一議員。

○8番（永井誠一君）

私からは2点質疑をいたします。予算書のページ36、37ページ、3款1項1目斎場費、説明欄1施設管理費①施設改修費の斎場改修工事請負費等で9,067万円余の計上がありますが、事業の内容及び近年の火葬件数について伺います。

次に38、39ページ、3款2項2目し尿処理費、説明欄2施設管理費⑨施設管理諸

経費の循環型社会形成推進地域計画策定業務委託等として1,591万円余の計上がありますが、事業の内容について伺います。

以上です。

○議長（小林恵美子君）

庶務課技監。

○庶務課技監（池田浩一君）

それでは、私からは1点目の斎場改修工事請負費等についてお答えいたします。

はじめに事業内容でございますが、近年の火葬件数の増加や今後の更なる増加に対応するため、収骨室や渡り廊下等を新たに増築するための工事費7,500万円が主なもので、その他工事監理業務委託費等でございます。

次に近年の火葬件数でございますが、本年1月は利用が特に集中し月間火葬件数は過去最多の163件となりました。火葬炉の稼働率は97%で空きは5件のみと余裕のない運営となりましたが、利用者様の日程調整や火葬等業務委託先の協力により対応することが出来ました。令和6年11月と12月は、共に火葬件数が例年より少なく、また2月は月間124件と火葬炉の稼働率は77%と落ち着きました。ここ5年間で、火葬件数は15%増加しております。本年度の年間火葬数は、コロナ禍で過去最多となりました令和4年度の1,376件よりは少ないものの、昨年よりは若干多い1,340件を見込んでおります。火葬件数は更に増加が予想されるため、増築によって斎場の受入時の対応の幅を上げ、利用者へのサービスを確保しながら、今後の火葬件数の増加に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小林恵美子君）

衛生センター所長。

○衛生センター所長（三輪徹君）

それでは、2点目の御質疑についてお答えいたします。

はじめに「循環型社会形成推進地域計画」とは、環境汚染防止や公衆衛生の向上等を目的とし、地域の循環型社会形成を推進するための施策や施設整備について定めるもので、計画策定後に環境省の承認を受け「循環型社会形成推進交付金」を活用することが可能となります。本年度衛生センターで実施しました精密機能検査において、主要設備の一部に緊急補修が必要との判定がありました。建築物には軽微な指摘は有りましたが、コンクリート強度を含め大きな指摘は無く、設備の補修により中期的に継続使用が可能な状態でした。

今回の補修対象設備には、CO2削減に寄与する機器類が含まれており、CO2削減効果が3%を超えれば循環型社会形成推進交付金の対象となります。令和7年度は、交

付金に関する協議を静岡県と重ねながら、工事内容を取りまとめ「循環型社会形成推進地域計画」を策定したいと考えております。交付金協議等が順調に進めば令和8・9年度に補修工事を実施したいと考えております。

以上でございます。

○議長（小林恵美子君）

ほかに質疑ありませんか。

2番 川上秀範議員。

○2番（川上秀範君）

それでは、私からは大きく5件ほどお伺いをさせていただきます。ページ32、33、2款1項1目一般管理費、説明欄7の一般諸経費のLGWAN接続ネットワーク構成業務委託、OA機器借上料などです。予算額2,214万円余、令和6年度では1,621万円余と前年度と比較をしまして、593万円余の増となっております。この増の要因、背景と予算額の割り振り、LGWANについて伺います。

続いて2点目です。ページ36、37、3款2項1目塵芥処理費、説明欄2焼却センター運営費の①焼却センター管理運営費です。質疑の内容ですが、予算額が6億8,866万円余、令和6年度の予算が6億4,053万円余と前年度と比較し、4,813万円余の増となっております。前年度に対し予算額の大幅増の背景、また算出根拠について伺います。

次は同説明欄の4、指定ごみ袋作成等事業費、ごみ袋調達・配送・保管業務委託費などです。予算額5,593万円余、令和6年度では6,855万円余。前年度比1,262万円余の減となっております。この減の背景、要因また予算の構成、算出根拠について伺います。

続いて4点目でございます。ページ42、43、4款1項1目常備消防費、説明欄3消防事業費です。①の災害対策資機材整備事業、災害対策・山岳救助・警防資材購入費などです。予算額704万円余、令和6年度が1,535万円余と前年度831万円余の減となっておりますが、この減の要因、また予算の構成及び山岳救助の想定数について伺います。

最後5件目です。同ページの備考欄3同じ消防事業費の③救急高度化事業です。救急救命士養成研修費、救命資機材購入費などです。予算額4,302万円余、令和6年度では2,088万円余と前年度比2,214万円余の大幅な増となっておりますが、本予算の構成について伺います。

以上5件です。

○議長（小林恵美子君）

庶務課長。

○庶務課長（梶茂樹君）

それでは、私からは1点目の御質疑についてお答えをいたします。

まず、総合行政ネットワーク、いわゆるLGWANについてですが、近年、当組合におきましても機密性の高いデータのやり取りが増えてきた状況を踏まえ、令和7年度内にLGWANへ接続し、情報セキュリティ及び事務効率を向上させる計画です。

この接続に要する費用としてLGWAN接続ネットワーク構成業務委託料等470万円余を新たに計上したことが、一般諸経費の主な増額要因となっております。予算の割り振り、内訳といたしましては、LGWANへの接続及び例規データベース更新等に係る委託料の832万円余、パソコン及びサーバーシステム等のOA機器借上料の1,047万円余の2点が、一般諸経費の主な積算内容となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（小林恵美子君）

資源循環課長。

○資源循環課長（佐藤修一君）

私からは、2問目3問目の質問にお答えさせていただきます。

まず、焼却センターの管理運営費の増額の主な要因は、焼却灰に係る資源化及び運搬費の単価上昇と消費者物価指数の上昇によるものでございます。灰の資源化につきましては、来年度予定しているごみ搬入量33,000tに対して、t当たり1,050円ほどの単価上昇があり、3,500万円余の増額となります。また、運営費の変動料金の算出で消費者物価指数を使用しており、来年度も指数上昇が見込まれているため1,000万円ほど増額となります。どちらも社会情勢変化に伴う物価、あるいは人件費上昇によるコスト増加によるものでございます。

続きまして、指定ごみ袋作製につきましては3年ごとに入札を行い単価契約しております。令和6年10月末に令和7年4月から令和10年3月までの3年間の入札を実施いたしました。入札単価が前回3年間分よりも低額で落札されたことにより、1,262万円余の減額となっております。予算の構成としましては、主なものは、ごみ袋販売手数料とごみ袋調達・配送・保管業務委託及び、それらに対する受注・廃棄物処理手数料出納管理業務委託でございます。算出根拠としましては、直近の実績を参考に数量を算出しており、令和7年度は472万9,000枚を見込んでおります。単価においては、入札前の業者からの見積金額でしたが、最近の経済状況からの単価上昇を見込んだ金額であったのが、企業努力の結果なのか入札の結果は価格が下がる状況となりました。

以上答弁とさせていただきます。

○議長（小林恵美子君）

警防課長。

○警防課長（三改木辰也君）

私からは4点目の質問にお答えします。

災害対策資機材につきましては、多様化する災害形態に対応するため、計画的に整備・増強を行っております。来年度予算減額の主な要因としましては、消防活動用ドローン、熱画像直視装置等の整備が今年度で完了したことによるものです。予算構成につきましては、人命検索・救助・救命に係る災害対策用消耗品、空気呼吸器等の呼吸管理用資機材、山岳救助器具等の購入が主なものとなります。山岳救助の想定数につきましては、コロナウイルスが5類感染症に移行後、登山者数は年々増加となっておりますが、山岳救助出動件数は令和5年度に28件、令和6年度は21件となっております。インバウンドによる外国人登山者が増加していますが、静岡県では富士登山事前登録システムを活用し、夜間の弾丸登山の抑制を実施しているため、救助件数は昨年度並みとなる想定でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（小林恵美子君）

救急課長。

○救急課長（井上博昭君）

それでは、私からは5点目の質問についてお答えいたします。

消防事業費救急高度化事業の増額の理由は4つあり、需用費修繕料、委託料、備品購入費及び負担金の増加が要因になっています。一つ目は、需用費修繕料になりますが、御殿場消防署に配備されている高規格救急自動車の手動ストレッチャーを電動ストレッチャーに交換する再艤裝修繕になります。経緯については昨年3月、総務省消防庁より高規格救急自動車の標準仕様に電動ストレッチャーの搭載が追加されました。従来の救急活動では、ストレッチャーでの車内収容や高さ変更は隊員の負担が大きく、腰痛が最も発生している動作でした。電動ストレッチャーの導入により、救急隊員の腰痛を防止し、労務負担の軽減を図るほか、女性隊員や高齢期隊員の体力補完の観点や傷病者搬送の安全性向上で有効な救急資機材であることから再艤裝修繕を行うものです。二つ目は高度救急資機材の保守点検委託料になりますが、保守点検単価の高騰と高規格救急自動車を1台増車したことにより、点検する医療機器の対象数が増えたことが要因です。三つ目の備品購入費は、救急救命士が気管挿管等の訓練に使用する高度シミュレーター人形の更新のほか、高規格救急自動車に積載されている自動心肺蘇生器やベッドサイドモニタの更新になります。そして四つ目は負担金で、救急救命士を一定数確保するため、救急救命士養成研修者を昨年の2名から1名増員し3名としています。なお、養成研修は、前期と後期の2回に分かれ救急救命東京研修所で7ヶ月間研修後、国家試験に挑み救急救命士となります。これらによって予算が大幅に増額しておりますが、年々増加す

る救急需要に対し、引き続き適正に対応していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小林恵美子君）

ほかに質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（小林恵美子君）

質疑なしと認めます。

これにて歳出の質疑を終結いたします。

○議長（小林恵美子君）

次に、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（小林恵美子君）

質疑なしと認めます。

これにて、歳入歳出全般の質疑を終結いたします。

○議長（小林恵美子君）

以上で、議案第2号に対する質疑を終結いたします。

○議長（小林恵美子君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（小林恵美子君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（小林恵美子君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（小林恵美子君）

これより、議案第2号「令和7年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小林恵美子君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小林恵美子君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、令和7年御殿場市・小山町広域行政組合議会3月定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後2時4分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 小 林 恵美子

署名議員 川 上 秀 範

署名議員 田 代 耕 一